## 令和6年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時:令和6年6月10日(水)

午前10時から正午まで

開催場所:宮城県行政庁舎4階 庁議室

## 議事録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

## 「令和6年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会:定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回宮城県農村振興施策検討委員 会を開催いたします。

はじめに、令和6年6月1日より本検討委員会の第9期委員及び専門委員に就任された 皆様を御紹介させていただきます。

最初に委員の皆様を御紹介いたします。

国立大学法人東北大学 教授 伊藤房雄委員でございます。

伊藤委員長:よろしくお願いいたします。

司会:公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳委員でございます。

江畑委員: 江畑でございます。よろしくお願いいたします。

司会:株式会社はなやか 代表取締役 伊藤惠子委員でございます。

伊藤委員:伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

司会:株式会社河北新報社 論説委員会論説委員 山﨑敦委員でございます。

山﨑委員:今年もよろしくお願いいたします。山﨑です。

司会:地域社会デザイン・ラボ 代表 遠藤智栄委員でございます。

遠藤委員:遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

司会:みやぎ生活協同組合 地域代表理事 石垣八重美委員でございます。

石垣委員:石垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会:続きまして、専門委員の皆様を御紹介いたします。 みやぎ登米農業協同組合 常務理事 佐々木衛専門委員でございます。

佐々木専門委員:佐々木と申します。このような席は初めてですので、何分にもよろしくお 願いいたします。

司会:ふるさと水と土指導員 上野孝作専門委員でございます。

上野専門委員:上野です。よろしくお願いいたします。

司会:なお、石巻専修大学 教授 庄子真岐委員、株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農 林水産事業統轄 平田浩幸委員、宮城県土地改良事業団体連合会 専務理事 千葉伸裕専 門委員におかれましては、所用のため御欠席との報告をいただいております。

皆様の任期につきましては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となっております。本県農村振興施策の推進に御尽力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本県の職員を紹介させていただきます。 農政部副部長(技術担当)の千葉啓嗣でございます。

千葉副部長:千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会:以下、農政部農山漁村なりわい課の職員になります。 課長の小野寺淳でございます。

小野寺課長:小野寺です。よろしくお願いいたします。

司会:副参事兼総括課長補佐の立石理恵でございます。

立石副参事兼総括課長補佐:立石でございます。よろしくお願いいたします。

司会:交流推進班 技術補佐(班長)の加藤有紀子でございます。

加藤班長:加藤です。よろしくお願いします。

司会:中山間振興班 技術補佐(班長)の氏家俊幸でございます。

氏家班長:氏家です。よろしくお願いします。

司会:農山漁村調整班 主任主査(班長)の鈴木壮でございます。

鈴木班長:鈴木です。よろしくお願いします。

司会:最後に私、本日の司会を務めさせていただきます技術副参事兼総括課長補佐の阿部でございます。

なお、当課の事業担当職員及びオブザーバーとして同席しております各地方振興事務所 及び地域事務所、宮城県多面的機能支払推進協議会の紹介につきましては、出席者名簿に 代えさせていただきます。皆様、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日使用する資料につきましては、お手元の「当日配付資料一覧」のとおりでございます。不足などがございましたら、説明の際にでも結構ですので、お申し出ください。

続きまして、定足数について御報告いたします。本委員会の定足数は委員の半数以上となっておりますが、本日は委員6名の御出席をいただいておりますので、農村振興施策検討委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としており、本日の議事録は後日公表となりますので御承知願います。議事録作成のため、本日の会議は IC レコーダーにより録音いたしますので、御発言の際には、お名前をおっしゃっていただき、事務局が持ち回るマイクを御使用願います。

ここで、議事に入ります前に、本委員会委員長と副委員長の選任に移らせていただきます。農村振興施策検討委員会条例第4条第1項の規定により、皆様の互選で決定いただくことになっております。本来ならば、皆様から仮の議長を選出していただき、進行をお願いするところではありますが、時間の関係もございますので、皆様からお許しをいただき、引き続き事務局で進行を進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員及び専門委員:意見なし。

司会: ありがとうございます。それでは引き続き、事務局で進めさせていただきます。それでは、委員長並びに副委員長の選出に入らせていただきます。皆様から委員長並びに副委員長候補の推薦がございましたら、御発言願います。

江畑委員:事務局の方で何かお考えあればお示しいただければと思います。

司会:ありがとうございます。ただ今、御発言がございましたが、事務局といたしましては、 第8期に引き続きまして、伊藤房雄委員に委員長を、江畑正徳委員に副委員長をお願いし たいと考えております。御同意がいただけましたら皆様拍手をもって承認させていただき たいと思いますが、いかがでしょうか。

委員及び専門委員:拍手

司会:ありがとうございます。ただ今、拍手をもって御承認いただきましたので、委員長は 伊藤房雄委員に、副委員長は江畑正徳委員に決定とさせていただきます。それでは、委員 長・副委員長を代表しまして、伊藤委員長に御挨拶を頂戴したいと思います。伊藤委員長、 お願いいたします。

伊藤委員長:皆さんおはようございます。ただ今、委員長に指名していただきました、東北

大学の伊藤と申します。委員の皆様、それから専門委員の皆様には、お忙しいところ令和6年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本検討委員会ですが、宮城県の農村振興を図るため、「多面的機能支払交付金事業」、「中山間地域等直接支払交付金事業」、「みやぎの地域資源保全活用支援事業」の三つの事業について評価・検討することを目的としております。

今「宮城県の農村振興を図るため」と話しました。農業振興はもちろんですが、その農業 振興を図る上で「農村の振興がまずは基盤として必要だ」ということは皆さん御了解いた だけることかと思います。そういう意味で、農村振興を図るための評価・検討を行う本委 員会に課せられている役割は非常に大きいと私自身は認識しております。

それで本日、第1回の検討委員会ですが、今回は各事業の前年度実績と今年度の事業計画を踏まえながら、各事業の課題等について皆さんから忌憚のない御意見をいただき議論できればと考えております。議事に先立ちまして本委員会の検討委員会の事務局である農山漁村なりわい課より令和6年度に実施する事業の概要などについて報告を受けながら、それを元に議論を深めてまいりたいと思います。

なお、先程事務局より説明があったとおり、皆さんの発言が IC レコーダーで記録されます。発言しにくいというプレッシャーが掛かっているかもしれませんが、全くそんなことはありません。事務局で作成した議事録の案を皆さんに送っていただいて、発言内容について確認していただきます。宮城県内でしか通じない方言であっても、標準語に直したければ後で直す機会があります。また、私もそうですが、口語体で話すといい加減な日本語を使っていますので、そういった修正も後日可能ですので、今日はざっくばらんに日頃考えている御意見を出していただければと思います。

結びに本日御出席いただいています委員・専門委員の皆さんから、先程も申し上げましたが忌憚のない御意見御助言をいただきますとともに、本日の検討委員会が宮城県の農村振興の益々の発展に寄与するよう、実り多い時間となりますことを祈念いたしまして、簡単ではありますけれども私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会:ありがとうございました。それでは、これより議題に入ってまいります。農村振興施 策検討委員会条例第5条第1項の規定により、委員長が議長となることになっております ので、ここからの進行は伊藤委員長にお願いしたいと思います。伊藤委員長、どうぞよろ しくお願いいたします。

伊藤委員長: それではこれより議長を務めさせていただきます。 円滑な議事の進行に皆さん 御協力のほどよろしくお願いいたします。

お手元の資料に次第がございます。本日は、報告事項の後に議事が(1)から(3)まであります。本日は今年度第1回目の検討委員会ですので、議事に先立ち「農山漁村なりわい課の令和6年度事業業務の概要」について、まずは説明していただきます。

小野寺課長: それでは事業概要は、小野寺から説明させていただきます。着座で失礼します。 委員長がおっしゃったとおり、この委員会では3事業に関して審議する場ですが、「名前が 『農村振興施策』となっているのに、ちょっと違うじゃないか」みたいな話も今まで言わ れていたので、我々の課でやっている農村振興施策の部分について、時間を頂戴して説明 させていただければと思っています。

それでは、資料は報告事項と書いてあります「農山漁村なりわい課の令和6年度事業概要」を用いて説明いたしますので皆さん準備はよろしいでしょうか。まず、1ページをお開きください。農山漁村なりわい課の概要となっております。職員は21名の4班体制で仕事をしてございます。

まず、農山漁村調整班ですが、農山漁村地域に対する全般的な施策や事業調整を行っております。また、農林水産祭における七つの天皇杯のうち、むらづくり部門の推薦もここで行っております。なお、本委員会の伊藤委員長は令和5年度第62回農林水産祭中央審査委員会会長でもあります。

その次、交流推進班でございます。主に農山漁村地域と都市との交流促進に関する仕事をしております。この中では、デジタル技術の進展、新たなスタイルの働き方の定着とともに、田園回帰による農山漁村地域への人の流れが加速化していることから、関係人口を増加させるための、農山漁村地域の受入態勢づくりにも取り組んでおります。

その次、中山間振興班でございます。農作物の鳥獣被害防止対策、あとは下水道整備や 比較的規模が小さい生産基盤整備など、農村地域の生活環境の整備支援を行っており、市 町村と連携しながら業務を行っております。

最後に、6次産業化支援班は、事業推進に向けて商品開発・販路開拓支援・人材育成の ほか、農産物直売所の活性化に関する支援を行っております。各班が取り組む事業は御覧 のとおりでございます。

次に2ページをお開きください。なりわい課の施策体系です。農政部が取り組む施策は、 食と農の県民条例基本計画に掲げた食と農の将来の実現に向けて、三つの基本項目に分類 されており、なりわい課が取り組む各施策は、Ⅲのひと・もの・ちえを総動員した持続可 能な農村の構築、活力ある農村にほぼ全てが位置付けられています。2-3ページの合計欄 を御覧ください。人件費除きで26事業、約37億円がなりわい課の予算となっておりま す。字が小さくて恐縮です。申し訳ございません。本委員会で審議いただく3事業は全て ここに位置付けられており、予算額は約26億円で当課予算の約6割強となっております。 また、後程説明する鳥獣害防止対策交付金や農業集落排水施設整備事業など、市町村が事 業主体となり、農山漁村地域の方々が安心して暮らせる生活環境づくりも含めると、約9 割強の36億円が市町村等に対する交付金となっております。

最後に、3ページを御覧ください。持続可能な活力ある農山漁村に向けて取り組むための施策体系概念図です。全般的にハード及びソフト事業と共に、人が関わる事業が主体となっており、地域にも関係性を構築しながら積極的に入っていっております。詳細の内容は後程お目通し願えればと思います。

次に5ページ、6ページを御覧ください。関係人口を創出する取組について説明をいた

します。農山漁村地域は人口減少や高齢化が急速に進行し、地域の担い手不足と集落の活力や機能の低下が年々深刻化しています。一方、コロナ禍においてはテレワークやワーケーションなど、デジタル技術をフル活用した仕事が定着したほか、人材育成の観点から兼業や副業などを容認する企業も年々増え始め、新たな働き方のスタイルが徐々に浸透してきていることに加え、農村の持つ価値や魅力が再構築され、田園回帰の流れが加速化しています。その好機を捉え、関係人口に選ばれる持続可能な農山漁村としていくことを目指し、地域が自ら課題解決型、そして協働型地域コミュニティ変革する取組を支援するものでございます。簡単に言えば、関係人口に選んでもらえる農山漁村地域となるため、多様な人材が地域と関わりながら関係性を構築する地域づくりと、地域で暮らしや仕事を体験することで魅力が体感できる体験滞在型メニューを準備するとともに、地域住民との交流を促進し、多様な形で関わる機会の創出・拡大を図りたいと考えております。この考え方を具現化していくため、次の二つの取組を行っております。

一つ目の取組でございます。まず5ページを御覧ください。多様な人材による地域づくり支援事業です。簡単に言えば、大学生や企業人材などの関係人口と主体的に取り組む地域が、継続的に関係性を構築できるようマッチングを行い支援するもので、大きく二つの取組を行っております。①のパートナシップづくり助成事業は、県内の大学生が農作業などの交流活動や、地域の新しい価値を発見する取組など、関係性の構築を目指すもので、地域に入り活動を行なう大学に対して助成を行うもので、昨年度は7地域4大学が取り組んでおります。もう一つは②のパートナシップづくり支援事業です。この取組は、企業や大学のほか、我々で有志の大学生を募って開いているINAKAゼミ、あと県職員で構成するINAKA応援し隊というこれも意志のある方々が自分の時間で活動してもらっているものがございます。そういった、多様な人材を活用し、地域課題の解決や地域資源の活用に自主的・主体的な取組を支援するものでございます。昨年度は、角田市豊室地域、村田町沼田地域など4地域で取り組んでおります。

二つ目の取組です。6ページを御覧ください。みやぎ農山漁村しごと・くらし体験支援事業です。農山漁村が持つ価値や魅力を発信し、認知度の向上を図り、農山漁村地域への人の流れを創出し、より深い地域との関わりに繋げる新たな地域滞在型交流を促進し、関係人口の創出拡大を図ります。具体的には、農村での仕事体験メニューとプログラムを創出し、滞在期間も段階に応じて短期滞在型のショートステイから長期滞在型のロングステイまでを準備し、地域を支える多様な人材の育成確保、多様な働き方に対応した農山漁村の実現、ひいては移住定住にも繋がっていければと考えております。また、県では、農泊や体験プログラムなどのビジネスを展開したい農林漁業者や団体、更には県内外の企業や個人とのネットワークを構築するための交流の場であり、農山漁村交流拡大プラットフォームを設置しており、活発な動きに繋げていくため、今年度は県が集落支援員を採用し、複数の農泊地域に関わりながら情報発信等に取り組んでもらうこととしております。併せて関係人口を創出するため地域づくりや仕事暮らし体験に取り組む地域との情報共有やマッチングなどに取り組んでもらう予定でございます。

次に7ページをお開き願います。農産物直売所ラストワンマイル事業です。中山間地域

等の農産物直売所は、高齢化により出荷量が減少し品揃えが課題となっております。また、高齢化により買い物に行くことが難しい買い物難民が増えています。更に農産物直売所は地域住民の集まる場所、都市住民との交流基地、大雨等の被害が激甚化していく中で災害時の食料供給基地の役割としても期待されています。そこで今年度、道の駅津山もくもくランドにおいて、直売所への集客を行う住民送迎、集客と農産物の搬送を同時に行う貨客混載、登米市には他に四つの道の駅がありますが、他駅からの農産物の集荷、道の駅での移動販売車による定期販売、津山には柳津と横山の2集落がありますが、高齢者に対する暮らし支援の5パターンによる取組をモデル的に実施し、直売所機能の再構築と人口減少と高齢化対策を視野に入れ、実証実験の効果を検証することとしております。この取組は、8月から1ヶ月から2ヶ月の予定で実施することとしております。実証実験の状況については、後日開催されるこの委員会でお伝えできればと考えております。資料に追加で1枚付けてありますが、5月18日付の河北新報の朝刊に掲載された記事も添付しております。概要が記載されていますので後程御覧いただければと思います。

次に8ページをお開きください。農村RMOとは複数の集落による集落協定や農業法人など、農業者を母体とした組織と自治会・社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、地域の将来ビジョンを策定します。これに基づき、農村地域のありたい姿を目指して持続的に取り組む組織のことをいいます。複数の集落とは小学校区をイメージしてもらえると良いかと思います。今、人口減少で小学校も統廃合していますが、旧小学校学区をイメージしてもらえれば良いかなと思います。農村RMOの活動の基礎となる農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る各種取組を実施していくものですが、今年は川崎町支倉地域及び加美町鹿原地域の二つが国の交付金事業の支援対象地域になりまして、農村RMOの形成に向けて取り組むことにしております。簡単に言えば、この委員会で審議する中山間直払の活動協定や多面的機能支払交付金の組織を取り込みながら、主体的かつ能動的に、地域に暮らす皆様のありたい姿を目指しながら各種取組を行うものと考えれば良いかなというふうに思います。9ページ及び10ページをお開きください。今年、県はみやぎ農村RMO形成推進会議を3回ほど開催するほか、この二つの地域の伴走支援を行うと共に、県内の他の地域運営組織等の中から農村RMOに取り組む意欲のある地域の理解醸成や取組を支援していくこととしております。

次に11ページをお開きください。県内の国の交付金を活用した農泊地域は26地域となっており、北海道に次いで全国2位の多さとなっております。この地図に記載している市町の各団体は、基本的に単独で農泊や国内外からの教育旅行の受け入れを行っています。農泊とは親しみのある言葉で言うとグリーンツーリズムで、地域に滞在しながら農林漁業体験や飲食・買い物・地域資源を活用した各種取組などに親しんでもらい滞在してもらうことです。農山漁村地域に長く滞在してもらうため、一つの地域だけでなく他地域と連携して広域の周遊性を高め、体験したり食べたり購入してもらってお金を落としてもらう経済活動により、農泊の持続性を確保すると共に、地域経済を循環させ、農山漁村地域の活性化を図るとともに、宮城の農山漁村地域をいわゆる田舎を好きになってもらい、また来てもらえるように取り組むものでございます。また、地域には「インバウンドを受け入れ

たい」との希望もあることから、国内外から農泊に訪れてもらえるよう、既存のコンテンツ・アクティビティにより商品造成、地域資源を活用した新たな取組など、県北地域をモデルとして取り組むものでございます。

最後に12ページをお開きください。農村地域で深刻な問題となっている鳥獣害対策事業でございます。今年度の鳥獣害対策事業費は約5億円を予算措置しております。ほぼ国費ですが、市町村からの要望額が全て割り当てされないことから、不足する分は県費で措置しています。97%ぐらいは市町村が被害防止計画に基づく捕獲や集落の環境整備、侵入防止柵等を設置するための費用に活用されます。残りの3%は県や市町村が取り組む鳥獣被害防止対策の効果が上がるように、市町村間や県と県の間における広域連携体制の構築支援や、鳥獣対策のための人材育成又はICTを活用した捕獲の省力化の実証事業のほか、集落一体となって鳥獣被害対策に取り組む活動などの人材育成を支援しています。12ページと13ページに書いてあるんですけど、ほぼ、国で単価というものが決まっていまして、これに基づいて市町も我々も事業を実施しているということになります。あと、色々な困りごとを色んな人にお話しされることがありますが、各市町村で協議会を設置しておりますので、もしお困りごとがあれば、一旦市町村に相談してもらえれば、ちょっとは動き出すのかなと思います。まぁ、動きが悪いようであれば我々に直接お話ししてもらっても構いませんが、基本的には動くはずです。

次に野生鳥獣の農作物被害ですが、東日本大震災後に被害が増加・増大しましたが、平成26年度の210,000千円をピークに一旦は減少傾向になり、増減を繰り返していましたが、令和2年度はピークであった平成26年度に迫る190,000千円の被害が発生しました。令和3年度は170,000千円、令和4年度は154,000千円と減少傾向となっております。令和5年度は現在集計中でございます。また、鳥獣の獣種別の被害額でございますが、被害の約半分はイノシシでございます。次いでニホンザル、ハクビシンの順で被害が出ています。

野生鳥獣の全体の捕獲状況です。最も多いのがイノシシで、次いでニホンジカとなっております。令和4年度の確定値ですが、イノシシが約6,300頭、ニホンジカが4、800頭となっております。令和3年度と比較すると、それぞれ2,500頭の減、900頭の減となっております。イノシシの捕獲頭数が対前年の3分の2に激減していますが、これは豚熱の影響で自然淘汰されたものと思慮しております。しかし、昨年の末からイノシシの捕獲頭数が急激に増え始めている状況でして、捕獲頭数はたぶん上がるものだと思っています。被害額が増えないことを祈っておりますが、今は抗体を持ったイノシシも増えてきていますので、今後は増える傾向かなと考えております。

次に14ページをお開きください。野生鳥獣の捕獲に関する枠組みといいますか、法律で定められたルールについて少し説明をいたします。実は悪さをする獣類は何でも捕獲して良いというものではないのでございます。基本的には自然保護課が所管している鳥獣保護管理法を順守する必要があります。当課が担当する鳥獣被害対策は、あくまでも農作物に被害を及ぼす有害捕獲となりますが、これは鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣被害特別措置法と呼んでいますが、これが平成19

年12月に成立した法律で、農林水産省が所管しています。市町村が被害防止計画を作成、また、捕獲を行う実施体を設置した場合に予算的な支援措置を講ずる仕組みとなっており、鳥獣保護、鳥獣保護管理法の枠組みの中で被害防止を目的として許可を得た上での捕獲ということになります。簡単にいえば、勝手には捕獲できないということになっております。同じ役所内でも野生鳥獣を守る法律と、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲という立ち位置の違いがあることを少し御理解いただければと思います。昨年からクマが人に被害を加えるニュースが結構ありますが、どちらかというとクマも保護対象の動物であったんですが、法律が改正されて、宮城県では幸い人に危害を加えるという被害は無いものの、クマも積極的に捕獲するようになるかなと思っております。

最後に参考資料として添付した資料でございます。昨年度実施した「みやぎ・いなか・トランスフォーメーション推進事業」を実施したのでございますが、先程説明した農村RMOに移行できるポテンシャルのある県内の地域運営組織を整理するため、委託した業務の成果資料でございます。本県において農村地域RMOの必要性を理解し、ポテンシャルが高い地域運営組織はまだまだ少ないのですが、県内市町村に紹介した結果、地域運営組織は総務省が調査したものを含めて120組織あるとの回答を受け、農村RMOの取組に向けて実態調査的なアンケートを実施した結果もまとめてありますので、後程御覧いただければと思います。

以上長くなりましたが、農山漁村なりわい課は幅広に農山漁村地域振興に係る業務を展開しておりますので、何卒よろしくお願いいたします。業務概要説明は以上でございます。

伊藤委員長:ありがとうございました。ただ今の説明について皆さんから確認したい点や、 もう少し説明を補強してほしい点などありましたら、発言願います。いかがでしょうか。 非常に多岐にわたる業務ですので、20分の説明ではすべてストンと理解していただけな いのではないかと思います。はい、山崎委員お願いします。

山﨑委員:最後に言及があったクマについて、私もコラムでクマをテーマに何度か執筆するなど非常に懸念しているところです。新年度に入り、被害が起きてから対策を取るということになるのか、それとも被害を想定して先行して出来るメニューがあるのか、教えていただけますでしょうか。

小野寺課長:クマの捕獲方法や枠組みはこれからです。今環境省で検討していると思いますので、そちらから今後どうしていくかというのは具体的に出てくると思います。去年のお話しを聞いていますと、去年も秋田県でクマの人身被害が多かったのですが、県内でもくくり罠に錯誤捕獲というか、クマが捕獲されるケースがちょっと多いんです。今まではどちらかというと麻酔銃で撃って山に放獣したりするケースが多いです。当然市町村でも被害防止計画は立てているので、クマも捕獲できるのですが、今まではどちらかというと放獣傾向でしたが、昨年からは捕獲してライフルとかそういったもので射殺して対応しているという状況にございます。それが功を奏したのかは定かではないですが、宮城では人身

被害が起きなかったという状況になるのかなと思います。

伊藤委員長:よろしいですか。他いかがでしょうか。では、遠藤委員お願いします。

遠藤委員:御説明いただきありがとうございます。本当に多角的に事業をされていて大変勉強になります。私が質問したいのは、農村RMOについてですけれども、今年は川崎町と加美町でモデル事業ということですが、モデル事業以外で、例えば県内のまち協から関心があるという声が出た場合、今年度に支援していただけるのかという点について、お願いいたします。

小野寺課長:9ページを御覧いただければと思います。国の事業を使いながら川崎町支倉地区と加美町鹿原地区は自分達で取り組むことにはなっていますが、私たちは伴走支援ということで国の事業も認めていただいておりまして、県内の他のポテンシャルがあるところ「ここもうちょっと背中押したらできるんじゃないか」とか、「もうちょっと住民の方々の理解、そのための説明会をしてくれ」とか、そういったことには対応していきたいと考えています。なかなか難しい取組ではありますが、県としては応援していきたいと考えています。

伊藤委員長:よろしいですか。他はいかがでしょうか。では私から一点。資料の14ページです。こちらは先程説明があったように、環境省は鳥獣保護管理法、農林水産省は有害鳥獣対策の特措法で捕獲等していきましょうということで、対象は同じですが、保護する法律と駆除する法律の両方があって結構厄介でして、そこは理解してくださいということでした。14ページにあるイノシシ・ニホンジカの頭数は全国の数値ですか。

小野寺課長:宮城県の数値です。

伊藤委員長:宮城県の数値ということは、1日に換算すればイノシシは20頭近く捕獲されているという話ですね。その中で、捕獲して駆除したものを焼却ではなくて、「ジビエとして積極的に活用しましょう」、「命をいただく活動をしましょう」というお話があるかと思います。そこで確認したかったのは、最近では県内でも食肉として解体する施設が随分整備されてきています。その中には捕獲した猟師が地元で皮を剥いだりしてその肉を食用にすることもあると思います。それに関して、食品衛生法等の縛りについて、少し皆さんに共通理解してもらえればと思うのですが、「何でもありの状態」なのか、「いやいや捕獲してしっかり検査した上でないとジビエに使えない」ということなのか、「いや今まだグレーゾーンで」ということなのかをもう少し説明していただければと思います。

小野寺課長:県内には、民間設置で民間運営しているジビエ施設と公設したジビエ施設がございます。公設の方では、今年の1月から稼働していますが、大崎市の旧真山小学校に国

の交付金を活用したジビエ施設ができております。宮城県は放射性物質の指定区域になっているので出荷制限が掛かっています。ですので、捕獲されたものは1頭1頭全部放射性物質の検査をしているのが実態です。あと豚熱が少し蔓延しているので、豚熱に感染した肉を食べても人体に影響はないとは言われてはいますが、結局建物に持ち込みますので、豚熱の検査も大崎市では1頭1頭しております。ですので、放射性物質と豚熱の検査の両方OKにならないと出荷できないという状況になっております。石巻市には民設民営のシカのジビエ施設が3箇所あります。そこでも放射性物質の検査は全部しておりまして、クリアしたものしか外に出ていかないという状況になっております。

あと、県内には、焼却場に持って行くために解体する施設というものがあります。主に 南の方に多いんですが、そこで解体するついでに自家消費されている方はいらっしゃいま す。ですので、自家消費ということでハンターさんとかがお肉を持っていっている状況は 把握しておりますけど、そういったものは一切市場には流通してないという認識をしてお ります。ですので、宮城県では放射性物質とイノシシであれば豚熱の検査をした上で市場 に出ていくということになります。

ジビエ施設を運用するまでには、環境省から認可を受ける必要もあります。環境省に申請をして、その施設で扱うお肉に関しては出荷制限を解除するという認可を受けて、それで初めて営業ベースのお肉の処理ができることになります。当然、食肉衛生法も保健所の指導の下、全部許可を受ける必要があるという状況になっています。

伊藤委員長:ありがとうございます。「ハンターが自家消費として利用している部分もあります」ということで、できればそういったことも一応すべて検査して「安全だよ」「安心してくださいね」という取組になれば良いと思います。あとは、移動式の解体施設も稼働していたとは思うのですが、台数が限られるので、すべてカバーできているわけではないと思います。ハンターの資格を持っている学生が時々イノシシの肉を持ってきてくれるので嬉しく思うのですが、「良いのかなぁ」と思いながら、それはそれで命をいただきましょうと食べています。そういった仕組みは広く県民にも情報がきちんと伝わるよう、今度は山﨑委員にもお願いしながら、「大丈夫ですよ」と伝えることがジビエを底上げするのに必要になると思いました。

他いかがでしょうか。また後でも御意見を受け付けますので、先に進めさせていただきます。それでは、次第の2番目の報告事項はこれで一区切りつけさせていただきます。

次に、議事が三つあります。運営要領第2条の規定されている事業・制度等について、実施状況の点検及び計画的かつ効果的な運営、事業の推進に関する検討を本委員会で行っていることになっています。本日は、この三つの事業について昨年度実績の確定した数値及び今年度の計画、課題等について、事業の概要を含めて事務局から説明していただき、そのあとで皆さんから意見をいただきたいと思います。

それでは(1)の「多面的機能支払交付金事業について」です。まずは事務局から説明を お願いいたします。加藤班長よろしくお願いします。 加藤班長:交流推進班の加藤と申します。私の方から資料1を御覧いただきまして、多面的機能支払交付金事業について御説明をいたします。

はじめに制度の概要を簡単に御説明したいと思いますので、資料1の8枚目、ページ数にして12ページの次のページに「あらまし」という資料がございます。こちらを御覧いただきたいと思います。「あらまし」を1枚捲っていただきまして、1ページ目でございます。「はじめに」という部分ございますが、農業農村は、国土の保全、水源の涵養など多面的な機能を有しております。そしてその利益というのは広く国民が享受しているものでございます。しかしながら、農村地域では高齢化、人口減少が急激に進んでおりまして、集落機能が低下し、これまで地域の共同活動によって支えられておりました農業に付随する草刈りとか泥上げなどの維持管理作業、こちらが困難になっております。地域農業の持続性にも支障が生じている状況でございます。そういったものを本事業によりまして、地域での共同活動を支援することで地域資源の適切な保全管理は元より、地域営農の持続性確保を図っていくものでございます。

「あらまし」の2ページを御覧ください。こちらの交付金ですが、二つの交付金で構成をされております。一つがこのピンクの部分です。農地維持支払交付金になります。こちらは基礎的な保全活動で、写真にありますとおり水路の泥上げとか農道の維持又は草刈りなどの作業を行っております。もう一つが青色の部分、あと緑の部分です。資源向上支払交付金になります。こちらは水路のひび割れの補修など施設の軽微な補修や外来種の駆除、生き物調査など農村環境を保全する活動など、こちらの地域資源の質的向上を図る共同活動を行っております。また、未舗装の道路の舗装、また土の素掘り水路をコンクリート水路化するなどの施設の長寿命化を図る活動、こちらも実施しております。組織が行うこれらの活動に対しまして交付金が交付されるということになってございます。

続いて「あらまし」の8ページを御覧ください。交付金は、活動を対象とする農地面積に交付単価を掛けた金額となってございます。4の対象となる農用地ですが、農振農用地区域内の農用地であることが原則となってございます。農振農用地というものは「今後も地域で営農を継続していく守るべき農地」と考えていただければ分かりやすいかと思います。

次に交付単価ですが、基本となる単価というものが決められております。農地維持支払 交付金の田んぼであれば、10a、1,000平米あたり3,000円、資源向上の共同活動であれば2,400円となっております。この交付単価は基本単価となってございまして、市町村の実情に応じて単価を設定できることになってございます。当県では35市町村あるうち33の市町村で取組が行われておりますが、市町村毎に交付単価が決められております。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、資料1の1ページを御覧ください。令和5年度の実績について御説明をさせていただきます。令和5年度は対象となる市町村33、組織数が989組織、認定面積としまして75,625ha、農振農用地のカバー率が64.9%となってございます。カバー率につきましては、県内の農振農用地の3分の2のエリアでこの取組が行われていることになります。その下の表は、それぞれの活動毎の

実績が記載されております。後程御覧いただきたいと思います。

続いて(2)の交付額になります。令和5年度の実績全体で2,799,000千円、約28億となります。内訳としましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっております。

1枚捲っていただきまして2ページ御覧ください。こちらから活動実績がございます。 取組面積の拡大に向けて、関係機関との打ち合わせ、各種研修会などを実施しております。 さらに、昨年度の特徴的な取組として、3ページの上段を御覧いただきたいのですが、昨 年度、自動草刈り機の実演研修会というものを2回開催いたしました。特に中山間地に見られる長大な斜面での草刈り作業で、事故防止、また作業の省力化も含めましてメーカー 5社の協力を得て写真にございますとおり実演による研修会を開催しております。昨年度、加美町と気仙沼市の方で開催をいたしました。

また3ページの下の方に広報活動の実績がございます。本日、別添でこの「ぐるみ」という広報誌をお配りしてございます。こちらも3回ほど発行させていただいておりますので、後程御覧いただければと思います。

次に4ページを御覧ください。中段に多面的機能支払交付金の施策評価というものがございます。こちら5年毎に施策評価を行っておりますが、昨年度委員の皆様におかれましてはお忙しいところこの施策評価の方に御意見を頂戴し大変ありがとうございました。皆様からいただいた御意見を評価に反映させていただいて国の方へ報告しているところでございます。国においても施策評価を行うところですけれども、先月末に成立いたしました改正食料・農業・農村基本法の見直し内容を踏まえる必要性から、国におきましては施策評価とこれに伴う制度の見直しというものが令和5年度から令和6年度へ1年延期されております。こちらにつきましても新制度へのスムーズな移行のため、今後国の動きを見極めながら関係機関と連携して対応してまいりたいと思っております。

続きまして5ページを御覧ください。こちら参考としておりますが、認定面積と活動組織数の事業の推移を表したグラフでございます。さらに6ページの方には市町村毎の令和5年度実績の表を添付してございますので、こちらも後程御覧いただきたいと思います。

続いて資料7ページから令和6年度の計画となります。こちら取組市町村は33、組織数が979組織、認定面積は75,301haとなってございます。令和5年度実績から比較しますと、組織数が10組織、面積も約300ha減となってございます。

続いて活動計画でございます。主な内容としましては、令和5年度の計画と同じような 内容となりますが、現在の課題としまして、先程もお話ししたように人口減少・高齢化が 急激に進む中、活動組織の中にも参加者の減少とか役員の高齢化に伴う担い手不足から、 活動の継続を断念する組織というものが増加しております。今年度の取組としまして、これを土地改良区等の連携によりまして土地改良区への事務作業委託を推進して活動組織の 事務負担軽減を図って、取組の継続支援に繋げていきたいと考えてございます。

続きまして資料の9ページを御覧ください。最後になりますが、活動組織の広域化、事務委託の進捗状況について御説明をさせていただきます。令和5年度の実績としましては、 面積が若干増えているものの、組織数に変更はございませんでした。(2)の方に「広域化 を推進する理由」というふうに記載しておりますが、①のように市町村職員の負担軽減というものも理由としてはあるところでございますが、大きいのは②の活動組織の合併・統合による事務負担の軽減でございます。組織がある程度まとまって広域化することによりまして事務負担の軽減や、活動参加者の確保が可能となります。ただ、一言に「広域化」と言いましても、その合意形成を図るには時間が必要となってございます。いきなり広域化をするということはかなりハードルが高い部分もございますので、先程お話ししました土地改良区等への事務委託を進めていきながらですね、その後土地改良区が調整役となって次のステップとして広域化の方に繋げていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。よろしくお願いします。

伊藤委員長:説明ありがとうございました。説明内容について確認したい点や意見がありま したら発言願います。では、佐々木専門委員お願いします。

佐々木専門委員:この事業は、農家からすると大変役に立っている事業でありまして、有り 難く取り組んでいるものでありますけれども、今広域化ということで、土地改良区に事務 委託というお話しがあったのですが、その辺お聞かせいただきますけれども、土地改良区 で事務をする時には、各組織がやっている事務を集約して改良区が現場に入るということ なのでしょうか。その時の費用負担はどこから出るものなのでしょうか。もう一つは、広 域化は良いのですが、広域化してもそこに出る人がいないという時に、その人や作業につ いてどのような対策を考えているのかお聞きしたいと思いました。よろしくお願いします。

伊藤委員長:事務局から回答をお願いします。

加藤班長:ありがとうございます。まず費用負担ですが、現時点でも土地改良区に事務作業を委託している活動組織もございます。その中では、その負担割合は様々ですが、その多面の交付金から活動費の例えば10%とかを委託する費用として改良区に出しているというのが一般的な形になっています。ただ改良区で受ける内容も様々で、事務資料の取りまとめだけをされる改良区もあれば、費用の配分までを受ける改良区も様々でして、その作業内容に応じて、その費用について協議して決めているようなところでございます。

あと、広域化の部分ですが、やはり広域化をしても作業に出てくる人が、これからどんどん高齢化・人口減少で減っていく中でどうするかというお話しですが、一つは広域化することでエリアを広くとって人の融通がつくことになるということもございます。ただそれでも、なかなか人が増えるというのは難しいところでございますので、外部への委託なども検討が必要になるかと考えてございます。

小野寺課長:補足します。今、農業の担い手は、家族農業でもお子さんが農業をそのまま継いでいるかとなれば全然そうではございませんので、委託というのが多くなってきています。それで何故そう考えるかといったら、結局、今まで農業に付随する行為は、賦役で取

り組まれているというか義務のようにやってもらっているところが多かったんですけど、それもままならなくなってきて、高齢化で人がいなくなると考えた時に、土地改良区とすれば、今まで農家に活動してもらいながら、「あそこ壊れたぞ」とか「あそこ何か変だぞ」と見てもらっていたところが、見てもらえなくなる可能性があります。であれば、そこは改良区にとってウィークポイントなるので、みんなが困っている事務作業を改良区に受けてもらったらどうだろうという考え方をしています。そうすると、事務作業は得意な改良区がする。農家に活動してもらうことで農業をするための水の配置とか排水が可能になりますので、お互い良い関係になると考えています。

あと、広域化が進まない点に、やはり、まだ小字大字の結(ゆい)というか繋がりが実は強くて、そこを無理矢理くっつけるのは難しいので、会計処理は、例えば改良区や農協のどこでも良いのでやってもらう。だけど、作業は各小字大字でやるということになれば良いんじゃないかと思っています。結果的には会計処理だけでも広域化が図れれば、実態は個々に活動してもらう形に持っていけないかというのが今考えているところです。

あと、人に対応するためにやったのが、3ページの自動草刈り機の実演研修会です。これは今まで人が作業すると、転倒したり、最悪草刈り機械で切っちゃったりと結構事故が多いので、自動化できないかということで、お試しでやっております。機械自体は結構お高いんですが、リースという形で運転者は同じ人とかにして故障が少ないような形で回していけないかなと考えています。あと、機械が入れるように当然整備をしなければならないので、機械が入れる形にする必要があると考えています。少し蛇足ですが、実演研修会にはメーカーが5社入ったんですが、一堂に会して見られるこんな良い機会はないということで、メーカーに「良い機会与えてもらってありがとう」と言われまして、我々の評価はイマイチでしたが、農機具メーカーには凄く喜んでもらえたという、笑い話的なことがございました。

伊藤委員長:よろしいですか。小野寺課長から話があったように、広域化は、事務作業はできるだけ一本化して効率化していき、実務はより現場に近いところで可能な限り動いてもらうことを基本にしていくということでした。最後に自動草刈り機の話があったのですが、これはこれで進めていっていただければ良いと思っています。 3ページに自動草刈り機の写真が三つあります。 1番左の写真にみられる傾斜ではなんとか自動草刈り機が頑張ってくれるだろうと思います。ただ、これよりもっと傾斜の厳しい所も沢山あるし、農道でもガードレールがあったりして簡単には自動草刈り機で作業が進まない所も沢山あります。地元の土地改良区ではそういった所に結構頭を悩ましていて、結局は人力でやらざるを得ない。みどりの食料システム戦略にカバークロップがあります。例えば、草刈りロボットや除草機が適さない所はカバークロップで対処していく、そういうことも考えていった方が良いと思います。要は「どの地域のどの地区だと自動草刈り機が適している」、「ここはやっぱり自動草刈機では無理だよね」といった情報を、水土里ネットの地図にきちんと落とし込んでもらうと、そういったことが今後いろいろな事業を進めていく上で必要になってくると思います。今日は欠席していらっしゃいませんけども、水土里ネットとも課題を

共有しながら、次に進めやすい取組も必要ではないかと思いました。

なお、この多面的機能支払の予算は約21億円、なりわい課の令和6年度予算が約34 億円でしたので、全体の6割ぐらいが多面的機能支払交付金に関わると思います。初めて 参加される方は、予算面から見た事業の意味などについても、今後検討する際に注目して 見ていただければと思います。

多面的機能支払交付金について、他に確認したい点や意見はありませんか。上野専門委員、現場から見て「ここをもっと強化してほしい」等々の意見はありませんか。

上野専門委員:先程来話が出ている中で、事務的なこと、それから実際の作業をする上での担い手の確保というのが現場サイドでいうと1番大変なところであります。その中で最近小さい明るい話題なのですが、職場を退職されてからの新規就農者ということで、30代、40代の方の新規就農者だけではなく、60代の新規就農者も出てきていてですね、遊休未利用地ではないのですが、ソバなんかの生産をしていたほ場で、低アミロース米の需要が大きいものですから、新たにそっちに付加価値を設けながら取り組んでいるという話題が地域としては1番大きいです。そんな中で多面の交付金は非常に有効に活用させていただいていますので、予算的に占める割合もさることながら、それなりに需要はあると考えています。

あとは改良区なんかで1番心配されている広域化ですが、中山間地域での広域化はなかなか難しいので、そういった部分で今後の課題というか、どう対応していったら良いのかを常日頃から現場サイドでは話し合って、いわゆる集落単位で経営していくというようなものの考え方を持っていかないと、個々の力だけでは難しいので、そういう意味での取組が必要になってくると思っています。

伊藤委員長:ありがとうございます。定年帰農で農業に関わってくる人が一定程度いるという話でした。その中でもっとも懸念されるのが、これまで地元の農業にほとんど関わってこなかったけど、定年を機に地元に戻ると、農作業だけでなく付随する業務、それこそ書類の作成を含めていろんな仕事が舞い込んできてやっていられない。だから関わりたくない、辞めるということもある。その点をできるだけ簡素化・簡便化しながら、地元で活動できる時間をどうやって確保できるか、そこが重要だということかと思います。

他いかがでしょうか。では、よろしくお願いします。

石垣委員:初めて参加させていただいた石垣と申します。皆様御存知かと思うのですが、ちょっと気になりましたので、お伺いしたいと思いました。6ページに交付金の状況ということであるのですが、利府町は223haあるにも関わらず交付金をいただいていないということは、町でカバーできているからということになるのでしょうか。

加藤班長:お話しいただいたとおりかと思います。今利府町では、この多面の取組は実施を されていませんが、恐らく町で御対応ができているということで交付金を使わずに活動さ れているのかなと考えております。

石垣委員:併せて女川町についてもお願いします。

加藤班長:そうですね。女川町につきましては、御覧いただいているとおり農振農用地自体がゼロという形になっておりまして、その他に農地は必ずあるとは思いますが、そういった状況もありまして、多面の交付金は取組が無いという形になっております。

小野寺課長:補足しますけど、利府町に関しては町がどうこうというよりは、集落の方で「多面に取り組まない」という、どちらかと言ったらそっちの意向です。この取組をするということは、ある程度コミュニティというか、皆さんやっぱり仲良くやっていかなくちゃならないんですけど、利府町に直接行ったこともありますが、やはり「地域がまとまらないので出来ない」というのが実態です。

伊藤委員長:よろしいですか。今、利府町の話がありました。利府町で営農されている方や 地権者の意向はおっしゃるとおりだろう思いますが、取り組んだ方が良いことは良いと決 まっていますので、お知り合いの方がいらっしゃいましたら、その都度「やった方が良い んじゃないですか」と勧めていただければと思います。また、利府町の農業振興や観光振 興など様々な取組にかかわることがあると思いますので、その都度「やはりこういった施 策を上手く活用するともっと良くなるはずですよ」と外から伝えてあげることも必要と思 いますので、何かの機会に皆さんからも伝えていただければと思います。

他よろしいでしょうか。時間の都合もありますので、多面的機能支払交付金事業については、皆さんの理解を得たということで先に進めさせていただきます。

続いて「(2) 中山間地域等直接支払交付金事業について」ということになります。こちらを事務局から説明願います。氏家班長お願いします。

氏家班長:氏家と申します。大変申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。 私から中山間地域等直接支払交付金について説明をさせていただきます。中山間地域等直 接支払交付金の資料につきましては、資料2と書いてあるものと中山間地域等直接支払制 度というパンフレット、この二つで説明をさせていただきたいと思います。

まず、多面的機能支払と同様に事業の仕組みにつきまして、概略の方を説明させていただきます。パンフレットを御覧になっていただきたいと思います。この制度につきましては、平成12年度から始めておりまして、5ヶ年を一つの期としてまとめておりますが、現在はその5期対策という形になっております。令和2年度から令和6年度までの5ヶ年で、今年度が5期対策の最終年ということになっております。

パンフレットを捲っていただきまして、まず「はじめに」として直接支払制度の目的が 書かれております。農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、 国及び地方自治体による支援を行う制度ということで、条件不利に対する補正を行ってい くという考えでこちらの交付金を活用してございます。

そして捲っていただきまして、2ページ目になります。こちらが事業制度の概要になり まして、かいつまんで説明をさせていただきます。まずこちらの交付金ですけれども、条 件が不利な中山間地域等において集落などを単位に農用地を維持管理していくための取り 決め、協定を締結しまして、それに従って農業生産活動を行なう場合に面積に応じて一定 額を交付するというものになっております。その下の1番から制度の対象となる地域や農 用地について書いてございます。まず地域振興立法で指定された地域において、傾斜があ るなどの条件を満たす農用地ということで、その対象地域でございますが、まず(1)に法 律が書かれておりますけれども、特定農山村法から始まりまして、小笠原諸島振興開発特 別措置法まで八つございまして、「8法指定」と呼ばれるものでございます。こちらの法律 を満たす地域に加えまして、第5期対策より棚田地域振興法も追加されまして、以上の法 律で指定された地域においてこの制度が活用できます。また、都道府県知事が定めた基準 を満たす地域ということで、各都道府県で定めた基準を満たしていればこの交付金を受け られるというものになっております。対象農地としては、田んぼ、草地、放牧地といったも のが対象となりまして、各地目別に傾斜が設けられております。傾斜区分で交付単価が変 わってくるというものになっておりまして、対象者ですけれども、こちらは集落などを単 位とする協定を締結して5ヶ年農業生産活動を継続する農業者、こういった方々を対象と しております。

次に3ページに移りまして、交付単価でございますが、3の表を見ていただきまして、例えば田んぼですと急傾斜、それから緩傾斜と二つの区分に分かれておりまして、100分の1以上の緩傾斜ですと10aあたり1,000平米で8,000円。また、20分の1以上の急傾斜ですと10aあたり21,000円と交付単価が定められてございます。交付金の使途につきましては、各協定参加者で話し合いをしていただきまして、その地域の実情に応じてどういったものに使うかというのは協定毎に取り決めができるというものになってございます。

続いて捲っていただきまして4ページに移ります。ただ今説明をした交付単価ですが、「この単価の交付を受けるためには、こういった活動を行なえば交付を受けられる」というものについて記載されております。①として農業生産活動継続するための活動を行なえば、先程の単価の8割の交付が受けられます。それでこの10割をもらうためにですけれども、第5期対策から集落戦略を作成すれば10割の単価で交付していただけるというものになっております。こちらの集落戦略については、各集落協定で「6年から10年後どういう形で営農を行っていくか」というものを描いていただいて、それぞれきちんと取り決めをしていくというものになっております。これらを行えば10割の単価で活動ができるという形になっております。5ページから7ページまではその集落戦略の内容について書いておりますので、後程見ていただきたいと思います。

8ページの方になります。こちらは基本的な交付単価に上乗せする形で「加算措置」というものが認められてございます。8ページの①から10ページの⑤まで加算措置が設けられております。例えば戻っていただきまして①ですと、棚田地域の振興活動加算という

ことで、先程お話ししました棚田地域振興法、こちらの指定棚田地域に指定され、活動が 見込まれる地域であれば、この棚田地域振興活動加算が受けられるというものになってお ります。同様に②以降についてもそれぞれ記載された活動を行なえばもらえる加算となっ ておりますので、後程御覧になっていただきたいと思います。

11ページ以降は制度の詳しい概要や、それから15ページ以降に取組の事例などが載っておりますので、御覧いただければと思います。

それでは資料2の方に戻っていただきまして、令和5年度、それから令和6年度に係る取組について御説明をいたします。まず1ページ目でございますが、こちらは令和5年度の実績でございます。まず交付面積につきましては、令和5年度の実績の欄を見ていただきますと、取り組んでいる市町村の数で13市町村、協定数は216、取組面積が2,234haとなっております。交付額につきましては若干減ったんですけれども、336,126千円ということで取組を行っております。

(3)の活動実績でございますが、担当者会議、それから支援研修会の実施として、市町村担当者会議について令和5年の6月9日に対面で市町村並びに県の地方振興事務所の担当者を対象に、事業の内容や注意点などについて説明をしております。それから協定活動の支援研修会につきましては、令和6年2月1日にweb形式で開催しております。また、指導及び支援体制の強化ということで、抽出の検査を令和5年の9月から令和6年の3月まで行っております。適切な活動が行われているか確認し、指導をさせていただいております。

捲っていただきまして、2ページ目なんですけれども、市町村毎、それからまた第5期までの実績ということで書いております。先程も申しましたけれども、現在第5期対策の最終年ということで、令和7年度から第6期対策が始まることから、6期対策の内容について情報収集に努めていきたいと考えております。

3ページに移りまして、令和6年度の計画についてでございます。協定数でございますけれども、1協定増えまして217、取組面積は2,245haということで、令和5年度の交付額は342,000千円を予定しております。主な変更点としましては、新規の協定が栗原市の方で追加されておりまして、取組面積につきましてもその分で変更になっているというものでございます。それから加算措置で棚田地域振興活動加算が追加になっておりますので、そういったところも変更となっております。

(2)の事業計画についてですが、こちらも令和5年度と同様に、まず担当者会議、それから支援研修会などを行ってまいります。また同様に指導及び支援体制の強化ということで抽出検査を行いまして、各協定の指導を行っていくといったものになっております。また③の事業の評価と課題等の検討ということで、本委員会におきまして、様々な課題の検討をしていくといったようなものになっております。それから④実施状況の公表でございますが、毎年度行っております活動状況について、ホームページでの公表を行う予定でございます。

中山間地域等直接支払交付金につきましての説明については以上となります。ありがと うございます。 伊藤委員長:ありがとうございました。ただ今の説明について確認したい点や御意見がありましたら発言をお願いいたします。いかがでしょうか。では、江畑委員お願いします。

江畑副委員長:公社の江畑です。確認ですけれども、3ページの6年度計画で、先程主な変更ということで新規で栗原市の組織が追加になりますとありましたが、去年現地を見せていただいた蓬田集落とかあの辺なのでしょうか。また別の所なのでしょうか。

氏家班長:氏家です。栗原市の栗駒鳥沢というところになるようです。

伊藤委員長:他いかがでしょうか。資料2ページに第1期対策から第5期にかけて表2にまとまっていて、この中山間地域等直接支払は、スタートした時点では300を超える協定があったけど、徐々に活動の落ち着きを見せて今は216協定になりました。ただ、交付面積を見れば、最初は多かったけど、大体今2,200haから2,300haぐらいに落ち着いている。一所生懸命取り組んできた結果こういう状態にあるわけで、今後どう進めるのか。全国的に見れば、中山間地域等直接支払が第6期に向けて進んでいくのは間違いないと思います。宮城県の第6期もこれまでの延長線上でいくしかないけれど、もっと活動の効果を出すために、なりわい課として「こういうことを積極的にやったらどうですか」という提案があって良いのではないかと思います。そう考えた時に、宮城県では、第5期にどんな取組が上手くいって、どこに課題が多いのか整理した上で、課題を上手く解消したり乗り越えている全国の優良事例を参考に、第6期の検討をしていく必要があると思いました。

そのほかに、国の資料の説明で、例えば8ページに②超急傾斜農地保全管理加算があって、緩傾斜・急傾斜・超急傾斜の区分の図が面白くて見ていたのですが、要は中山間地域等直接支払って傾斜の程度によって交付金の単価が違います。そして、急傾斜のエリアでは、中山間地域でも皆さん高齢化してきて以前のような農業が出来なくなっている。例えば、高原野菜でも良いのですが、作付けは現状のままでなんとか対処できるけど収穫と運搬は難しいので、そこにロボットを上手く使えないかという話を以前したのですが、急傾斜なら急傾斜で不整形だけど、等高線上にほ場を繋げていくと、曲がりくねりながらも長辺で200m、300mになり、そこで結構機械作業でいろんなことが出来そうだということで東北農業研究センターが実証事業を始めています。そういうところにもアンテナを張りながら、第6期に宮城県の中山間地域で、国からより多くの支援をいただきながら、「こんな取組をしていくと良いんじゃないですか」というメリハリ付けた対策を課内で検討して、打ち出せるものがあったら打ち出していくと良いのではないかと思いました。特に、来年3月までに各市町村の地域計画が出てくるわけですから、今回の加算措置はほぼ自動的についてくると思います。地域計画を想定しながら、省力的でやれることを、これから半年ぐらいで検討していただければ助かります。わがままな要望ですというか、意見です。

皆さんいかがでしょうか。わがままな意見でも良いと思います。今でなくてもお気付き になったら後で事務局へ伝えていただければと思います。時間の都合もありますので先に 進めさせてよろしいでしょうか。最後にまた一括して質問等を受け付けます。

それでは議事の(2) 一区切りつけさせていただいて、「(3) みやぎの地域資源保全活用 支援事業」について、事務局から説明お願いします。

加藤班長:交流推進班の加藤です。私から資料3御覧いただきまして、みやぎの地域資源保全活用支援事業について御説明をさせていただきます。まず事業の概要を御説明させていただきます。資料6ページ1番後ろのページになります。こちらのポンチ図で御説明をします。まず事業目的ですが、こちらは中山間地域等におきまして、農地や土地改良施設等、こういった地域資源の利活用や保全活動を支援する事業となっております。地域では地域資源を保全する「ふるさと水と土保全隊」こちらを組織しておりまして、そこに指導員を設置して指導員の指導の下に活動を行なっております。また、これらの活動にない地域を守る人材育成というのもこちらの事業の大きな目的としております。

この事業の財源が基金となってございまして、平成5年から9年まで造成した660,000千円を原資に事業を展開しております。基金の拠出割合として国が3分の1、残り県が3分の2を積み立てている状況です。令和5年度末の基金残高といたしまして656,466千円となっておりますが、この基金で地方債等、また有価証券で運用しておりまして、これまではその運用益で事業を進めてきましたが、現在は利率がピーク時の10分の1程度まで下がっているような状況で、運用益での事業実施ができないということで基金を取り崩しての事業展開を行っております。

資料の1ページを御覧いただきます。こちらで令和5年度の実績の方を御説明させていただきます。(1)に基金の運用見込みというものがございますが、基金元本が令和5年度実績で656,466千円、取崩が5,472千円、基金の運用益は1,043千円となっております。参考までに、表の左下の部分に令和2年から令和4年の基金運用益を示しておりますが、平均で約3,000千円あったものが、令和5年度実績で1,000千円まで下がっている状況でございます。

(2)に主な取組を記載してございまして、①ふるさと水と土指導員保全隊に対する補助ということで、県内11の保全隊ございますが、そちらの保全活動に対して支援を行っております。続いて②がみやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催になります。こちらは農業農村の魅力を広く紹介するためにフォトコンテストを開催しております。因みにこの資料の表紙に写真を付けておりますが、こちらが昨年度の知事賞を受賞した写真になります。先程多面的機能支払交付金で御紹介した広報誌「ぐるみ」の表紙もこちらのフォトコンテストの入選作品となっております。このような形で県のパンフレットや資料等にも活用させていただいている他ですね、県庁1階ロビーで展示して広報をしている状況でございます。また、昨年度の委員会におきまして、皆様に頂戴した御意見から、今年度は新たにインスタ部門を設けまして、若い世代から見た農村の魅力の発信に繋げていきたいなと考えてございます。

続いて2ページの方を御覧ください。③は人材育成としてふるさと水と土指導員研修会の開催を行っております。また④は地域住民活動促進事業ということで県の出先の地方振

興事務所の提案事業になります。昨年度は仙台の地方振興事務所、北部の地方振興事務所におきまして事業を実施しております。⑤につきましては地域住民活動の人材育成になります。宮城県農業大学校や県内の農業関係高等学校と連携した事業展開を行っておりまして、令和5年度には普通高校との連携というのもスタートしてございます。こちらの学校連携事業について資料の4ページの方で御説明をさせていただきます。

4ページは、宮城県農業大学校の取組となります。宮城の将来を担う人材として地域資源である世界農業遺産の大崎耕土についての理解を深めるために1、2年生に講義・施設見学などを通じた人材育成の取組を支援させていただいております。下に写真を付けてございますが、1番左が講義の部分で宮城大学の郷古先生の方からの講演です。次が大堰頭首工の方の施設見学、また、ほ場での生き物調査という取組をされております。

次に5ページの方を御覧ください。こちらが県内の農業高等学校と連携した取組となります。伊具高等学校・小牛田農林高等学校・南郷高等学校の3校で丸森の方の大張沢尻の棚田における地域住民との保全活動、また、世界農業遺産大崎耕土に関連する施設、郷土の歴史を学ぶ現地研修、あとは本日いらっしゃいます上野専門委員の大崎市鳴子温泉地域の南原穴堰の清掃活動なども行っております。また新たに古川の黎明高等学校と連携をして学校自ら取り組んでいる世界農業遺産大崎耕土の課題研究の発表会の方に活用をしていただきました。

続きまして、資料3ページに戻っていただきたいと思います。こちらが令和6年度の計画となります。こちらにつきましても基本的には令和5年度と同じ計画としておりますが、先程御説明した人材育成の部分に力を入れていきたいなと思っておりまして、引き続き普通高校での取組を含めて全県へ広がるような教育機関との連携による地域を守る人材の育成というものを図ってまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

伊藤委員長:ありがとうございます。今の説明について確認したい点、意見等がありましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。説明にもありましたように、国と県の予算で基金を作って、その運用益でこういった取組を行っています。非常に大切な取組ですが、当初の基金で購入している債権や證券、この利率がとてつもなく低くなり、活発な動きができなくなり、運用益だけではなく基金そのものを取り崩してでも活動していきましょうとなっている。そういう意味では現在の取組の継続も重要ではありますが、更にこういう取組が必要ではないかといった意見がありましたら出していただければと思います。

農美里フォトコンテストでインスタ部門も始めるとのことですが、画像だけですか。動画はやらないんですか。

加藤班長:今のところ画像だけで考えておりました。

伊藤委員長:動画もあったら面白いと思います。映像を流してよいのかわかりませんが、米 川の水かぶりとかいかがでしょう。 加藤班長:そうですね。少し若い世代から見た農村というものを広くPRできたらということで、昨年度御意見を頂戴したインスタにも取り組ませていただきます。

伊藤委員長:伊藤惠子委員、お願いします。

伊藤委員:人材育成の部分で、南郷高校は地元ですが、非常に活発な活動をしているという ことで、地域の人たちからもかなり喜ばれています。それと、上野専門委員の南原穴堰 が、世界農業遺産ならぬ世界かんがい施設遺産で申請されると伺いました。本当に嬉しい ことだと思いました。

伊藤委員長:ありがとうございます。世界農業遺産や水利施設があっての農業なので、こういった基盤に地域でも注目していただきながら維持・更新できるような機運を高めることは、とても大事なことだと思います。是非、積極的に取り上げていってほしいと思っています。大崎市単独でもさまざまな活動を展開していくと思うのですが、そこを圏域全体で情報共有しながら盛り上げていければ、なお良いと思います。

他にいかがでしょうか。一応、3事業の説明と質問・意見を伺ったのですが、全体的にもう1度回振り返って「この点をもう少し言っておけばよかった」とか、逆に「これを言うのを忘れた」というものがありましたら、出していただければと思います。いかがでしょうか。では上野専門委員お願いします。

上野専門委員:私の方は中山間地域なので、有害鳥獣の関係で、一昨年は豚熱でかなりイノシシが少なかったのですが、よくよく観察していると、イノシシも冬の間は雄だけが縄張りを確保するために残って、雌と子どもは温かい地域に移動するんですが、今年は雪が少ないせいか、早い時期から戻って来ています。物理柵として金網の柵をしていて、2m間隔で支柱を立て中間に2本の60cmのアンカーを打って止めているのですが、イノシシが下から潜って穴を掘って、なかなか人の手では直せないくらいの被害を受けています。今年も200mくらいその補修が必要になっていて、補修といっても網そのものではなくて、潜って穴を掘るものですから、バックホーで土をかき寄せないと元どおりにならないといことで、市役所にも「なんか対策というよりは助成的なやつがあるのか」と聞いたのですが、「今のところ無い」ということだったので、今後網の予防柵の設置だけではなく、そういった部分の補修について、基本的には多面的機能支払の中で動くしかないのかなと思いますが、そういった被害も出ているというのが実態です。クマについては特に問題なく、ニホンジカがかなり増えているなと感じています。以上です。

伊藤委員長: 貴重な情報ありがとうございました。何か事務局からお答えするようなことありますか。

小野寺課長:おっしゃっていただいたとおり、イノシシのような鳥獣被害は本当に営農意欲を失うので、是非多面とか上手く使いながら補修していただくのと、あとは地際補強をすれば良いんでしょうけど、そこに関しては御相談いただければ対応可能な範囲で国の交付金使いながらとか、オプション的に出来るかどうかを含めてお力になれればと思います。

伊藤委員長:今の課長からの回答が現実的な応急策と思うのですが、上野専門委員の話は、宮城県ないし鳴子だけの話ではなくて、全国どこでも同じ状況と思います。それは今の制度では出来ない部分や想定していなかった部分にもっとコストを投入する必要があるという話で、もちろん宮城県から国に要請していく必要はあるのですが、さまざまな機関や団体からも、国に「予算措置を強化してもらわないと効果が上がらない」といった要望を出していく必要があると思います。その年によっても、また気候条件によっても野生動物の動き方は当然違っていて、試験研究機関では、イノシシとかシカの行動を色々なセンサーを付けて、データを取りながら対策を考えています。それが先端研究の一つです。結局は根本的な解決に至るまでにはまだまだ暫く時間が掛かりそうです。ですので、当面の間は、電気柵に頼らざるを得ないけど、以前から柵の下を掘って侵入してくるという話はあったので、今後のことを考えたら、単価も含めて予算措置を強化していかないと防御しきれないといったことを、何かの機会に皆さんの全国ネットワークで一斉に、農政局単位でも良いですが、国に「今の時期だから何とか盛り込めないか」「来春は補正予算に取り上げて」と訴えることも必要だろうと思いました。

他に御意見ないでしょうか。では江畑委員、遠藤委員の順でお願いします。

江畑副委員長:公社の江畑でございます。資料で添付していただいた河北新報社の記事で、道の駅での実証事業は非常に良い事業だなと思って見ていました。いずれ中山間地域の条件が悪い小さな区画で農産物を作って、それをどう売ろうかといった時に、なかなか高齢の方が生産者には多くて、インターネットで販売とはいかないので、直売所や道の駅で売るというのは非常に重要だと思います。特にこの津山の道の駅の場合は、三陸道が延伸した関係で車の流れがまるっきり変わってしまっていて、そもそも買いに来る方が来なくなってしまったというようなことで、どうやってお客さんを確保するかという課題がありました。また、高齢の方が生産しているので作るところまでは良いけど、直売所・道の駅まで持っていけないので「誰か取りに来てくれると良いんだよね」という話は前から聞いていて、そういった所に上手く応えられる事業で非常に良いなと思いました。実証期間が1ヶ月ということで、どういう効果が出るか非常に楽しみにしたいと思っております。

1点気になるのが、どうしても人を寄せるために特徴あるものを作りたいと。みんな季節的に秋口・冬になると白菜・大根だけで、なかなか他のものが出ないとか、春先は品薄だとか色々あって、特徴のあるものを出そうとなると、こういった中山間では山菜とかキノコを売りにして人を呼びたいということになります。しかし、どうしても放射性物質の関係があって、シーズンの最初に出す時は、サンプル検査をして安全を確認した上で出そうと取り組んでいると思うんですけど、その辺の体制が上手く整っていないと、うっかり

検査前に出してしまって、基準は大丈夫なのかなという状況もあり得なくはない訳です。 たぶん、特用林産は地域事務所の林業振興サイドで色々啓発はしているとは思いますし、 直売所運営という観点では、農業振興部で色々アドバイスはされているとは思いますが、 こういった道の駅・直売所運営の中で、そういったところの啓発も引き続きやっていただ ければ良いのかなと思います。万が一のことがあると回収とか、あるいは販売の中断とか があると非常に影響が大きくなることもあるので、引き続き、御指導いただけると良いか なと思います。非常にこの事業には、期待しております。ありがとうございます。

伊藤委員長:ありがとうございます。続いて遠藤委員お願いします。

遠藤委員:遠藤です。担い手に関わることで2点教えていただければと思うのですが、私が 地域支援をする中で、以前お話を聞かせていただいた多面の組織では、「草刈りの手伝い がしたいけど、自分は草刈りの機械を持ってない」という人が地域にも何人かいるという ことでした。それで、地区で若しくは団体で何台か草刈り機を持って、それを貸してもら えると良いんじゃないかということを地区に提案されている方がいらっしゃったんです。 ただその時は、地区の会長さんや役員さんから返答というのが無くて、私も「あらこれー 体どうなっているのかな?」というか、やはり手伝っても良いけど機械が無くて、他の人 から借りること自体が申し訳ないとか、「壊したらどうしよう」となるので、そういった 草刈りの道具面については、どんな状態か気になりました。

もう1点が、今、農業バイトのアプリを結構使っている方がどんどん増えていると思いますが、お知り合いを探してもなかなか担い手がいないと考えた時に、農業バイトアプリって全然縁もゆかりもない方が「バイト」として登録されるので、農業バイトアプリは可能性もあるのかなと思いました。ちなみに私の女性の友人で、同級生の友人が、農業バイトアプリを使っていて、たまたま果樹のバイトに応募したらもう定員がオーバーで、バイトできなかったという話がありました。山形のバイトに応募というか登録したけど人気があったんですね。そういった担い手の確保を幅広くできるということを考えると、実験的に農業バイトアプリを使う組織があっても良いんじゃないかなと思ったのですが、もう実際に使っている地区などがあるのかどうかも聞いてみたいです。

伊藤委員長:遠藤委員の質問に、お答えできる範囲で回答お願いいたします。

加藤班長:担い手の関係で草刈り機ですが、今、多面では皆さん恐らく自分の機械を持っていて、自分の機械で作業をする。出してもらった機械に対しては規定の借り上げ料をお支払いするということになっていると思いますが、なかなかその道具を余分に持つということは推奨していなくて、どうしても汎用性が高いものですから、その他にも使えるということになるとなかなか難しいところで、そういった状況になっております。

農業バイトのアプリにつきましては、国の方ではそういった1日バイトなどの取組も進めようとされているんですけれども、なかなか受け入れる側の意識がまだそこまでついて

いかないということで、全く知らない人が急に来て、自分の所の草刈りをするっていうのは、たぶん「来るのかな」ということもあって、まだ地域側の受入体制も準備が出来ていないかなと思っていまして、そういった体制作りが最初かなと思っておりました。

小野寺課長:補足しますと、まだまだ農村地域は閉鎖的な所があって、誰か分からない人を受ける形にはなっていないというのがあります。ただ、そのお話を聞いたところ、もし外の人を受け入れるのであれば是非受けてほしいんですが、機械は当然みんなが使っているわけじゃないので、その時使ってない物をリースするという形で借りることも可能ですし、あともう一つ気になっているのは事故が多いので、頼むなら確実にケガなくやれる人という考え方をしているケースももしかしたらあるので、そういったところかなと思います。「是非やりたい」という人がいれば良いんじゃないかなと思います。

もう一つのバイトですけど、加藤が言ったとおり、宮城県ではバイトアプリ使っているかどうかの把握はしていないんですが、実は一昨年まで「RONIN BANK」という一宿一飯の恩みたいなサイトを我々で開設していました。ただ、応募はちょくちょく載せるんですけど、なかなか「行っても良いよ」という人が少なかったというのがありまして、泣く泣く閉鎖をしたというのが実はあります。なので、山形の果樹とか凄い大人気ですけど、宮城ではなかなかそういう雰囲気ではないかなと見てたところはあります。

伊藤委員長:よろしいですか。では、山﨑委員お願いします。

山﨑委員:要望があります。昨年現地調査に行かせていただいて、農村の危機について直接 伺い、危機意識を高めて戻って来た次第です。県提出資料を読み込む前提となる基本的な 資料があったらいいと思います。例えば新規就農者数の推移とか、就農者数の推移などで す。また、県の農業予算における県民1人当たりに置き換えた額など、そうした統計が手 持ち資料としてあれば、素人の私にも理解しやすくなると思います。より危機意識を持ち ながら、県農業のトレンドを常に頭に置きながら検討委員会に出席できればと考えており ます。

伊藤委員長:よろしいでしょうか。最新版を集めるのは大変でしょうから、第3期みやぎ食 と農の県民条例基本計画を策定する際の検討資料に、農政に関する様々な数値の推移があ ったと思います。4、5年前の数値であれば、そこから若干の低下傾向を強めているだけ だと思うので、その資料を皆さんに配布していただければと思います。

他いかがでしょうか。では伊藤惠子委員お願いします。

伊藤委員:鳥獣被害の件ですけども、大きい農家は電牧とかの対応が出来ますが、私の方では、今はハクビシンでこれから益々タヌキの被害が非常に多くなるので、檻を買って捕まえたりもしますが、役場に持って行っても「自分で焼却場に持って行ってください」と言

われて、はっきりした対応が無いんです。やっぱり、高齢者の人は焼却場まで持って行く のが大変なんですが、鳥獣害対策として、町自体で処理するものではないのでしょうか。

小野寺課長:基本的には町に協議会がちゃんと組織されているので、その中で処理すること になっていますが、もしかすると、大きい動物には凄い意識があるかもしれませんが、今 聞いた小動物に関しては意識がいってないのかもしれないので、「そういう課題があるよね」と改めて認識しましたので、市町村も含めた中で検討していきたいと思います。

伊藤委員:これから非常に多くなってくるので困っています。よろしくお願いします。

伊藤委員長:よろしいですか。それでは私からあと1点だけ。先ほども少し話したのです が、今回説明のあった事業に関連して全国でもさまざまな取組が行われています。冒頭に 小野寺課長から、私が農林水産祭の委員をやっているという話がありましたが、昨年度の むらづくり部門で天皇杯を受賞した愛媛県西予市の百姓百品グループは参考にすべき点が 多々あります。以前のむらづくりと際立って異なった点として、若い後継者が組織の運営 を始めていることがあります。その若い後継者は北海道から移住してきた女性です。その 人は最初から百姓百品グループの活動に関心があって移住してきたのではなく、「あそこ (字和島) に移住してみたいな」というところから始まって、活動に取り組みながら後継 者になっていった事例でした。今後はそういったことが、「むらづくり」にはとても大切 になってくると思います。そうすると地域おこし協力隊といった制度も関係してくるの で、総務省の取組もウォッチしながら、上手く使えるものは使うということが必要になっ てくるでしょうし、同時にそういう面白い取組で宮城県に参考となるような事例があれ ば、現地に行ってみるのが1番良いのですが、そうすると多大なコストと時間が掛かるの で、それこそ今流行りのオンライン・ミーティングなどで、相手の方から「こんなことや っていると上手くいくよ」とか「なかなか上手くいかない時にはこういったところに気を 付けてね」といったことを話してもらう。そういう取組を実践大学校や高校の授業に取り 入れてもらうと、そう遠くない将来に県内でも新しい動きが出てくるのではないかと思い ました。

まだ意見はあるとは思いますが、先程も申し上げたように、ここで話せなかったことは取り上げられないということではありませんので、是非、今日の資料を持ち帰って見ていただき、更に意見などがある場合は、事務局にメールや FAX で伝えていただければと思います。

非常に限られた時間でしたが、皆さんから貴重で建設的な意見を沢山いただきました。 是非、それをもとに事務局で検討していただき、次に繋げていただければと思います。御協力ありがとうございました。これで議長の任を降ろさせていただいて、事務局に進行を お返ししたいと思います。 司会:伊藤委員長、ありがとうございました。本日の御意見・御助言等を踏まえ、今後の農村振興施策の推進に役立てていきたいと思います。

なお、冒頭にもお話ししましたが、本日の委員会の議事録は公開となります。伊藤委員 長からもお話しいただきましたが、後日事務局で作成した議事録案をメール又はファクシ ミリでお送りいたしますので、お手数ですが、皆様には内容の御確認をお願いいたしま す。

続きまして、次第の「5 その他」についてですが、委員及び専門委員の皆様、また、 事務局から情報提供等があれば挙手をお願いします。

特に無いようであれば、私から本委員会の今年度の予定について連絡いたします。本日 1回目の委員会を開催いたしましたが、令和6年10月頃に2回目として、現地で活動されている団体の現地調査を予定しております。その後、令和7年2月頃に3回目として会議形式での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、閉会にあたりまして、宮城県農政部副部長の千葉より挨拶を申し上げます。

千葉副部長:本日はお忙しい中、御出席いただきまして、また、長時間に渡って色々御検討いただきました。大変ありがとうございます。感謝申し上げます。御案内のとおり、現状としては、高齢化や人口減少で厳しくなっている中、加えて昨年のような異常な高温ですとか、先程来お話しがありました鳥獣害、そういったものも加わりまして課題が山積している状況にあるということは、皆様共通に認識しているところかと思います。県といたしましても、先般、国の方で改正されました食料農業農村基本法や、それに付随する様々な国の施策も踏まえながら、引き続き県の食農条例の基本計画に掲げる目標に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。本日皆様に評価・御検討いただきました内容や御意見を踏まえまして、各事業の推進もそうでございますが、農村振興に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力、御助言いただければと思います。本日は大変ありがとうございました。

司会:以上をもちまして、令和6年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたしま す。皆様、お疲れ様でございました。